

公益社団法人東京都看護協会 特定金融資産等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都看護協会（以下「本会」という）特定資産取得・改良資金及びその他の金融資産からなる特定資産（以下「特定金融資産等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる特定金融資産等の用語の意味は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定資産取得・改良資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得に充てるために保有する資金をいう。
- (2) その他の金融資産からなる特定資産 (1)に定める以外の金融資産で、本会が特定の目的の支出に充てるためにその保有目的を示す科目で特定資産として積み立てるものをいう。

(原則)

第3条 前条(1)のこの規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定資産取得資金

(特定資産取得資金の保有)

第4条 本会は、別表に定める特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 本会が、前条の資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算出根拠を理事会に提示し、理事会は、その要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産取得等が見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算出されていること。

(特定資産取得資金の管理・取崩し等)

第6条 第4条の資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資産（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金を目的のために取崩す場合は、別表に定めるとおりにしたがって、これを行うこととし、原則としてその資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外を取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、承認を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

(公表)

第7条 第4条の資金については、資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠、並びに資金の取崩しの手続きを定款第54条第2項による事務所における書類の備置き及び閲覧の対象とする。

(経理処理)

第8条 第4条の資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定により、認定法施行規則第18条第4項及び第5項に基づき、経理処理を行う。

第3章 その他の金融資産からなる特定資産

(その他の金融資産からなる特定資産の保有)

第9条 第2章に定めるもののほか、本会は、特定の目的のための支出に充てるために特定資産として別表に定めるその他の金融資産を保有することができる。

2 特定の目的のため本会が保有する金融資産のうち、その取扱い等について別途理事会の議を経た定めがあるものについては、当該規程（これに準ずるものを含む）を適用する。

(その他の金融資産からなる特定資産の保有に係る理事会承認手続き)

第10条 本会が前条の資産を保有しようとするときは、会長は、資産ごとにその資産の名称、目的、積立額及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

- (1) その資産の目的である支出が見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(その他の金融資産からなる特定資産の管理・取崩し等)

第11条 第9条の資産については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資産については、その資産の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長が取崩しを必要とする理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止・変更等についても同様とする。

(公表)

第12条 第9条の資産については、積立限度額及びその算定根拠、並びに資産の取崩しの手続きを定款第54条第2項による事務所における書類の備置き及び閲覧の対象とする。

(経理処理)

第13条 第9条の資産については、公益法人会計基準（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、経理処理を行う。

第4章 雑則

(法令等の読替え)

第14条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読替えるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第16条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

この規程は、平成29年9月22日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月15日から施行する。

この規程は、令和2年5月29日から施行する。

この規程は、令和3年3月19日から施行する。

特定金融資産等取扱規程 別表

資産の種類別	特定資産取得・改良資金	その他の金融資産
資産の名称	会館改良・修繕積立資産	退職給付引当資産
控除対象財産の種類	3号財産	非該当
保有の目的	会館改良及び修繕の費用に充てるため	職員の退職給付費用に充てるため
積立額と算定根拠	会館改良及び修繕積立計画に基づき積み立てる	職員給与規程に定められた当該年度末の自己都合退職要支給額を上限として積み立てる ただし、職員給与規程の改定等特別な事情により、改定後の自己都合退職要支給額が改定前の自己都合退職要支給額を下回る場合には、経過措置として2年間は改定前の要支給額のまま据え置くことができる
目的取崩しの要件	会館改良及び修繕に必要な費用の支払に充てる場合は理事会に付議し、承認を得て取り崩す	職員給与規程に定められた当該年度に支払うべき退職手当相当額を、常勤役員会の承認を得て会長の決定により取り崩す
目的外取崩しの要件	取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、承認を得ること	取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、承認を得ること
運用方法	別に定める	別に定める
運用益の経理処理	資産の属する会計にて区分経理を行い、事業または法人の管理費の財源とする	資産の属する会計にて区分経理を行い、事業または法人の管理費の財源とする

資産の種別	その他の金融資産
資産の名称	保健師人材育成資産
控除対象財産の種類	6号財産
保有の目的	保健師の中堅期人材育成に係る費用に充てるため
積立額と算定根拠	積み立ては発生しない
目的取崩しの要件	会計処理規則の規定に基づき、中堅期保健師コンサルテーションプログラムに要した事業費支出額を取り崩す
目的外取崩しの要件	—
運用方法	資金管理運用規定による
運用益の経理処理	資産の属する会計にて区分経理を行い、事業の財源とする

資産の種別	その他の金融資産
資産の名称	医療従事者支援資産
控除対象財産の種類	6号財産
保有の目的	新型コロナウイルス感染症の感染対策に対応する医療従事者を支援するため、以下に掲げた事項に使用する。 ①医療用資材調達・提供に関する費用 ②調査研究・開発に関する費用 ③研修に関する費用 ④医療提供体制確保のための活動に関する費用 ⑤その他新型コロナウイルス感染症の感染対策活動支援に関する費用
積立額と算定根拠	積み立ては発生しない
目的取崩しの要件	会計処理規則の規定に基づき、上記①から⑤までの費用に要した事業費支出額を取り崩す。
目的外取崩しの要件	—
運用方法	資金管理運用規定による
運用益の経理処理	資産の属する会計にて区分経理を行い、事業の財源とする